

## 第1章 計画の策定に当たって

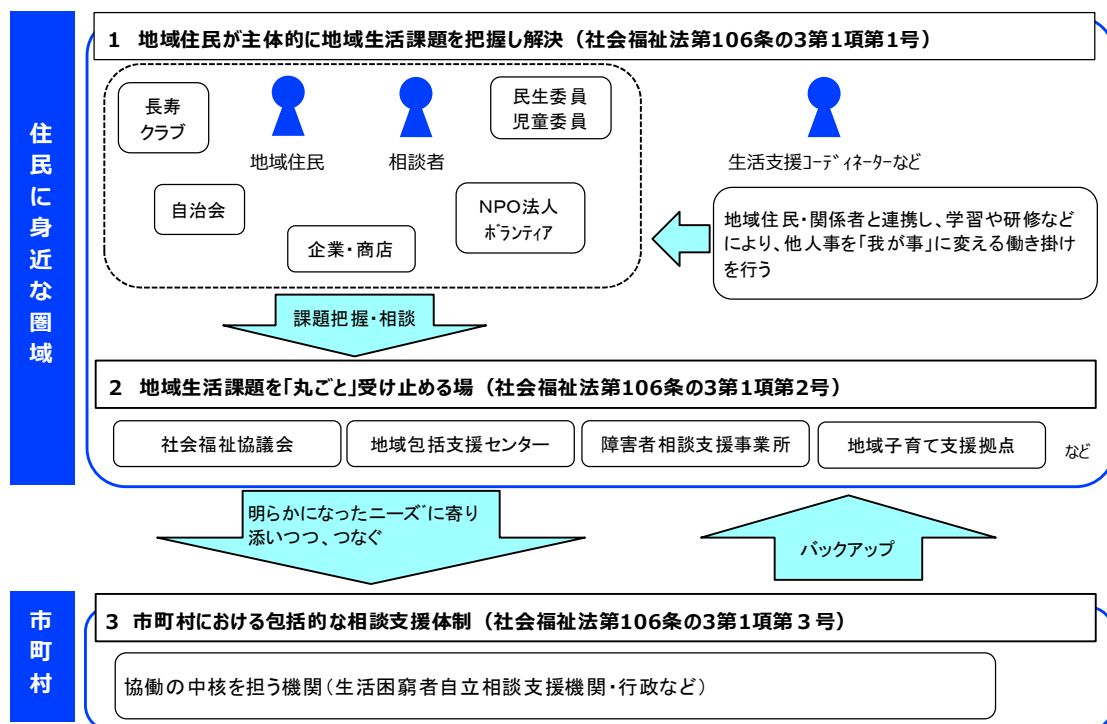
### 1 計画策定の趣旨

本格的な人口減少社会の到来、ひとり暮らし世帯の増加などといった社会構造の変化とともに、地域のつながりはますます希薄化しています。ライフスタイルの多様化や核家族化の進行により、家庭や地域による支え合いや助け合いといった扶助機能が低下し、子育てや介護での悩み、子どもや高齢者に対する虐待、ひきこもりや社会的孤立など、身近な地域での問題が顕著化しています。

さらに、高齢、障害、子ども・子育て、生活困窮等の福祉分野ごとの相談体制では対応が困難な、世帯の中で課題が複合化・複雑化しているケース<sup>※</sup>や制度の狭間にあるケース<sup>※</sup>など（以下、「複合課題」という。）への対応が問題となっています。そして、これからの福祉の在り方として、行政だけでなく、地域住民や社会福祉法人、ボランティア、NPO法人など、あらゆる関係者・関係機関と行政が協働した取組が求められています。

こうした状況を踏まえ、国では、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源（自治会、NPO、民生委員など）が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」<sup>※</sup>の実現を目指しています。

※国の「我が事・丸ごと」の地域づくり・包括的な支援体制のイメージ



平成29年3月2日厚生労働省 社会・援護局関係主管課長会議の資料を参考に作成

※「我が事・丸ごと」関連の用語解説は、12ページ参照。

熊谷市では、平成21年3月に「第1次熊谷市地域福祉計画」を、平成22年3月には、社会福祉法人熊谷市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）が、「第1次熊谷市地域福祉活動計画」を策定し、それぞれ基本理念として、「人から人へ 心つながる共生都市 くまがや」、「一人ひとりが いきいきと 安心して暮らせる福祉のまち」を掲げ、地域福祉の推進を図ってきました（以下「第1次計画」という。）。平成26年3月には、第1次計画を承継しながら、新たな住民ニーズを踏まえ、必要な見直しを行い、地域と市、社会福祉協議会が連携、協働して「地域福祉」を推進するため、「第2次熊谷市地域福祉計画・熊谷市地域福祉活動計画」（以下「第2次計画」という。）を一体的に策定しました。本計画は、第2次計画の計画期間が平成30年度で終了することから、複合課題への取組や地域福祉について規定している社会福祉法の一部改正（平成30年4月1日施行）への対応など、地域福祉の推進に関し、必要な見直しを行い、「第3次熊谷市地域福祉計画・熊谷市地域福祉活動計画」（以下「本計画」という。）として策定するものです。

#### 【社会福祉法の一部改正（平成30年4月1日施行）の概要】

##### (1) 「我が事・丸ごと」の地域福祉の推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題<sup>※</sup>について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携による解決が図られることを目指す。

##### (2) (1)の理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- ① 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- ② 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制
  - ・関係機関：地域住民ボランティア、地区社会福祉協議会、地域包括支援センター、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等
- ③ 生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

##### (3)地域福祉計画の充実

- ① 市町村地域福祉計画の策定の努力義務化
- ② 計画策定後に定期的に調査、分析及び評価を行うよう努めること
- ③ 高齢者、障害者、児童等の福祉の各分野における共通的な事項を横断的に記載

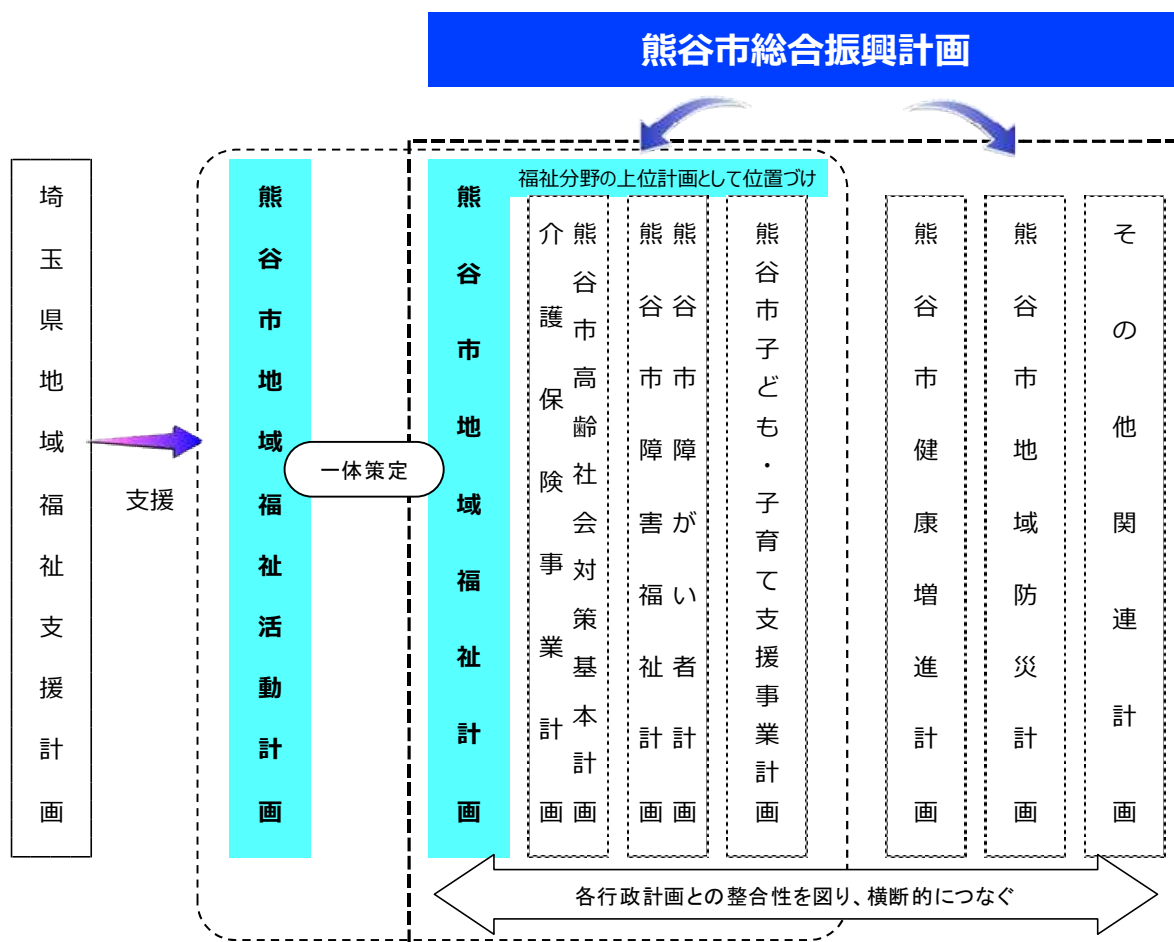
2. 計画の位置づけ



「熊谷市地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条に定められた「市町村地域福祉計画」として策定する行政計画で、総合的な観点から地域福祉を推進するために、市民と行政の協働により実現を目指す地域福祉の理念と体制づくりの指針を示す計画です。「熊谷市総合振興計画」を上位計画とし、個々の計画に基づき、すでに施策が展開されている福祉分野（高齢、障害、子ども・子育てなど）の計画と整合・連携を図り、地域福祉の推進を図るものですが、地域福祉を推進するためには、福祉分野のみでなく、健康や防災などの各行政計画との整合・連携も欠かすことができません。このようなことから、「熊谷市地域福祉計画」は、福祉分野のほか、他分野の関連計画とも整合・連携を図るとともに、それぞれの制度における狭間のケースにも対応できるよう、各分野を横断的につなぐ計画でもあります。

一方、「熊谷市地域福祉活動計画」は、社会福祉法第 109 条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が、民間の活動計画として策定するもので、市民やボランティア、NPO 法人等の民間団体が、自主的・自発的に取り組む実践的な活動計画・行動計画です。

地域福祉計画・地域福祉活動計画の位置づけイメージ図



本計画は、第2次計画と同様に、地域福祉を進めるための理念や体制づくりの指針を示す地域福祉計画と、それを実行するための市民等の活動・行動のあり方を定める地域福祉活動計画を一体的に策定することによって、それぞれの計画の特性を併せ持つとともに、市と社会福祉協議会のパートナーシップを構築し、地域の生活課題や地域福祉推進の基本理念や基本目標を共有化して、相互に連携を図りながら、より一層地域福祉の推進を目指していきます。

なお、社会福祉法の改正により、地域福祉計画は、「福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。」と定められたことから、本計画は、福祉分野の上位計画として位置づけ策定します。

#### ○「社会福祉法」抜粋

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2～3 (略)

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2～6 (略)

### 3 計画の対象



本計画の対象は、熊谷市に住む全ての市民です。

生活に支援を必要とする高齢者や障害のある人、またその方のご家族、子育て中の人だけでなく、年齢・性別・国籍に関わりなく、地域に住む全ての人が、地域における生活課題に注意を払い、助け合っていくことが地域福祉では重要です。

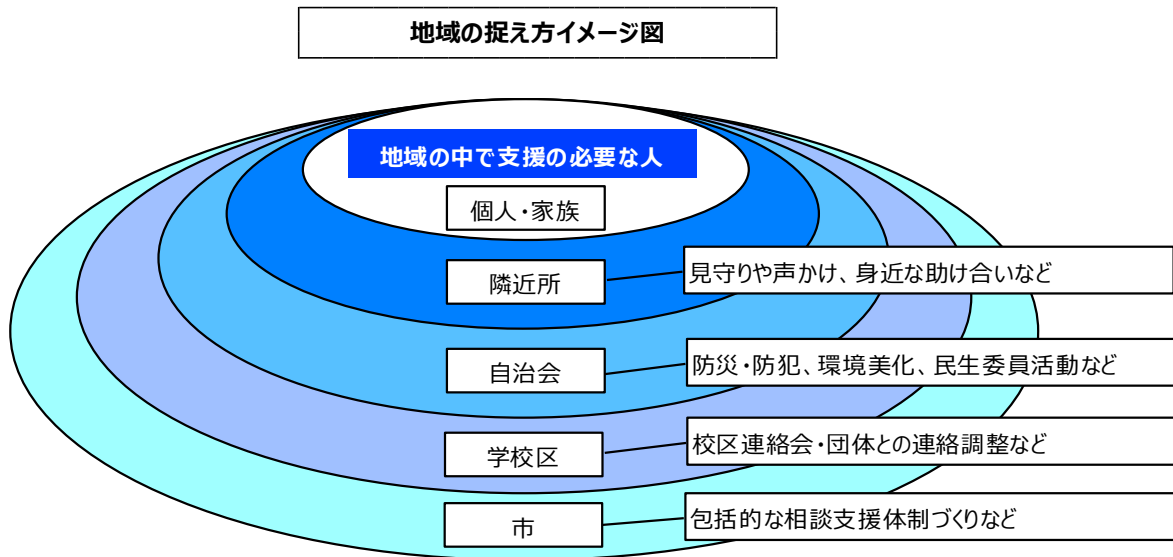
### 4 計画における地域



地域とは一定の地理的な圏域を指すものであり、固定的に捉えることが一般的です。

しかし、地域福祉の観点から地域を捉えた場合、その活動は限られた場において展開されるものではありません。地域に住む全ての人が、それぞれの課題によって、様々な圏域で関わってきます。地域の捉え方については、個人や世帯が抱える課題によっても範囲が異なることから、ひとつの分け方にとらわれず、重層的な圏域を設定することが考えられます。

そして、それぞれの圏域の中で地域の生活課題を把握・共有するとともに、それぞれに果たす役割を確認し、参画することによって、課題の解決につなげることが重要です。



## 5 計画の期間



本計画の期間は、平成31年度（2019年度）から平成35年度（2023年度）までの5年間とします。

ただし、社会状況の変化や国・県における地域福祉施策の動向等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

### ○年度表記について

天皇の退位等に関する皇室典範特例法及び同法の施行期日を定める政令により、平成31年5月1日に改元されることが決まりました。

本計画では「平成」と表記していますが、改元後については、次のとおり読み替えます。また、改元後のみ西暦による表記を併記しています。

西暦	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
平成	平成31年	平成32年	平成33年	平成34年	平成35年
新元号	元年※	2年	3年	4年	5年

（※2019年は4月30日まで平成、5月1日以降は新元号）

## 6 計画の策定体制



本計画の策定に当たっては、平成30年度に市民やボランティア団体等にアンケート調査を実施して、地域や福祉に対する意識や意見を把握するとともに、市と社会福祉協議会の関係部署で組織した会議で、地域課題を整理し、解決に向けた施策や事業の検討を行いました。

また、地域福祉に関わる各種関係機関や団体の代表、公募による市民代表、学識経験者等による推進委員会で、計画案を検討するとともに、パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を募り策定しました。

### 世帯の中で課題が複合化・複雑化しているケース

高齢の親と働いていない独身の50代の子が同居している世帯（「8050」）、介護と育児に同時に直面する世帯（「ダブルケア」）などの事例があげられる。

### 制度の狭間にあるケース

法的に適用する施設やサービスが該当しないケースで、障害手帳を取得していないが障害が疑われる人や、介護認定を受けていないが認知症が疑われる人などの事例があげられる。

### 地域共生社会と地域包括ケアシステム

地域包括ケアシステムが、高齢者の支援を地域で包括的に確保する（医療や介護が必要になっても、できるだけ住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、日常生活圏域の中で、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいが包括的に提供される体制）というものであるのに対し、地域共生社会は、必要な支援を包括的に提供するという考え方を、障害者、子どもなどへの支援や複合課題に広げたものとされている。

### 「我が事・丸ごと」の地域づくり

「我が事」とは、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組むこと。「丸ごと」とは、介護、子育て、障害、病気から住まい、就労、家計、孤立等の暮らしと仕事を「丸ごと」支えること。「我が事・丸ごと」の地域づくりのためには、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に参画できる仕組みや、「丸ごと」の総合相談支援体制の整備を進める必要がある。

### 包括的な支援体制

分野別、年齢別に縦割りだった支援を、当事者中心の「丸ごと」の支援とし、個人や世帯の地域生活課題を把握し、解決していくことができる体制のこと。専門職による多職種連携や地域住民との協働が必要となる。

### 地域生活課題

福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、並びに地域社会から孤立し、福祉サービスを必要とする地域住民等が日常生活を営みつつ、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題

---